

2016年3月22日

共生社会創造に向けた民主党11の提案（共生イレブン）

「最終とりまとめ」より抜粋した11の重点政策

民主党 共生社会創造本部

《目次》

1. 総論

2. 共生社会創造に向けた11の提案（共生イレブン）

（1）教育格差の壁を打ち破る～「子どもの貧困」と戦う

- ①児童扶養手当の大幅拡充
- ②渡しきり（給付型）奨学金の創設

（2）雇用格差の壁を打ち破る

- ③有期雇用の入り口規制を導入する
- ④最低賃金を引き上げる
- ⑤介護職・保育職の待遇を改善する
- ⑥社会保険の適用拡大

（3）男女格差の壁を打ち破る

- ⑦「同一価値労働同一賃金」の法定化
- ⑧選択的夫婦別姓を実現する
- ⑨低年金者に対する支援

（4）長時間労働の壁を打ち破る

- ⑩労働時間規制の強化・インターバル（休息）規制の導入

（5）“格差の壁”を打ち破るための財源

- ⑪金融所得課税の引き上げ

3. 国民との協働で「共生社会」を創造する

1. 総論

(1) 「共生社会」への歩みは始まっている

昨年1月の発足以来、民主党共生社会創造本部では数多くの有識者、地域で活動している団体のご意見を聞き、また全国各地で格差・貧困に苦しむ当事者や、その方々を支える地域の皆様の声を伺ってきた。そして、昨年12月にその成果として「中間とりまとめ」を行い、民主党の目指す「共生社会」の実現に向けた基本的な考え方、そのために必要な具体的な政策、そして「共生社会」の具体的なイメージを明らかにした。

年明け以降、全国10箇所では「中間とりまとめ」をご説明すると共に、地域で支え合いの社会の一翼を担う方々の活動報告をお聞きし、さらにパネルディスカッションという形で意見交換をさせて頂いた。多くの方々から大変貴重なご意見を伺うと共に、何より感銘を受けたことは「こんなにも多くの方々、自分の意思で、他者を支えている」ということだった。民主党が「共生社会」を綱領に掲げるはるか前から、地域では支え合いの社会、すなわち「共生社会」の創造に向けた具体的な動きが始まっていたことを改めて強く認識した。同時に、このことは「共生社会」の創造が決して夢でも、絵空事でもなく、必ず実現できる目標であると確信した。一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、多様性を認めつつ互いに支え合い、全ての人に居場所と出番がある、強くてしなやかな社会に向けた歩みは既に始まっている。

(2) “格差の壁”を打ち破ることが政治の責務

共生社会の歩みを加速させるために、政治は政治としての責務を果たしていく必要がある。私たちはその第一歩が格差を打ち破ることだと考えている。「中間とりまとめ」で詳述したように、格差の弊害は非常に大きくなっており、既に格差の固定化、連鎖が始まっている。これを放置しては、共生社会は創造できない。「人への投資」によって、能力の発揮を阻む“格差の壁”を打ち破り、一人一人の能力を最大限発揮できる社会をつくるのが、支え合う力を育むことに繋がる。これは社会政策であると同時に、今の日本の必要とされる経済政策でもある。それが結果として、持続可能な成長をもたらす。公正な分配によ

る「人の投資」こそ持続可能な成長への道であり、そして「公正な分配」は政治の役割である。

「共生社会」の創造、持続可能な成長の実現、いずれの観点からも“格差の壁”を打ち破ることが、現下の最大の政治的課題である。このような認識に立ち、共生本部の第1弾とりまとめでは、“格差の壁”を打ち破るための重点政策を提案する。

(3)「新しい公共」抜きでは「共生社会」は創造できない

地域コミュニティが衰退する中、NPO、地域の団体、あるいは個人により新たな社会の絆が結ばれ、個々の事情に即したきめ細やかな支援が行われている。こうした「新しい公共」に取り組んでいる団体や個人の自主性、自立性を尊重しながら、その活動を下支えしていくことが政治や行政の役割である。NPO等が行政の下請けになるのではなく、それぞれの特性にあった役割を担い、誰に、どのような支援を提供していくのかを共に考えていくことで、行政だけでは困難なきめ細やかな支援が可能となる。それこそが誰も置き去りにしない「共生社会」の実現に不可欠である。

民主党として、引き続き、支え合いを支える地域の絆、市民の自主的な取り組みをどのように支えていくか、検討を進めていく。

2. 共生社会創造に向けた11の提案（共生イレブン）

民主党は、共生社会の創造に向けた第一歩として“格差の壁”を打ち破るため、以下の政策の実現に全力を挙げていく。

（1）教育格差の壁を打ち破る～「子どもの貧困」と戦う

①児童扶養手当の大幅拡充

「子どもの貧困」と戦うことは、社会全体で子どもの育ちを支援することを掲げる民主党として最重要の課題である。そのため、「子どもの貧困」の象徴となっている一人親家庭に対する支援を大幅に拡充する。

一人親家庭に対する経済的支援である「児童扶養手当」について、第2子以降に対する給付額を1万円とする（現行：第2子＝5000円、第3子以降＝3000円）。さらに、支給年齢を20歳まで引き上げる（現行：18歳）。また、現在4ヶ月毎の支給を毎月支給に改める。世帯の所得制限について緩和を検討する。

②渡しきり（給付型）奨学金の創設

学ぶ意欲のある子どもたちに学びの機会を提供することは、社会の責務であり、未来への投資である。経済的理由で進学を断念することが無いよう、支援策を拡充する必要がある。

GDPに占める公財政教育支出の割合をOECD平均並に引き上げることを目標とし、その第一歩として世帯の収入など一定の要件の下、渡しきり（給付型）奨学金を創設する。また合わせて大学授業料の減免措置拡大を検討する。

（2）雇用格差の壁を打ち破る

③有期雇用の入り口規制を導入する

我が国の格差拡大の最大の原因は、行きすぎた規制緩和による非正規雇用の急増である。さらに非正規雇用の拡大は人材の育成の観点からも、少子化の観点からも我が国社会にとって大きな問題であり、大胆な取り組みが必要である。

そこで、法律により雇用は「期間の定めのない直接雇用」を原則として、有期雇用は「業務自体が有期」など合理的な理由にある場合に限ることを定める。

④最低賃金を引き上げる

我が国の最低賃金は、国際的に見ても非常に低く、正規・非正規の大きすぎる格差の要因となっている。これを改めるため、中小企業に対して適切な支援を行いつつ、2020年までに時給1000円（全国平均／現在798円）に引き上げる。合わせて地域間格差を是正するなど最低賃金制度の仕組みの見直しを進める。

⑤介護職・保育職の待遇を改善する

介護職（障害福祉従事者を含む）・保育職（幼稚園教諭等を含む）の共生社会における役割は重要で、かつ重労働であるにもかかわらず、他産業に比べて低い賃金に留まっている。これが大きな原因で、これらの職種の慢性的な人手不足を招き、その結果、仕事と子育て・介護の両立を困難なものにさせている。これを改め、介護職・保育職の雇用格差を是正し、人材を確保することが、社会全体の雇用格差の是正に繋がる。

介護職・保育職の賃金を他産業並みに引き上げることを目標とし、第1段階として、民主党の議員立法である「介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（3/2衆議院提出）」及び「保育士、幼稚園教諭等の人材確保に関する特別措置法案（今国会提出予定）」を早期に成立させ、介護職については月額1万円、保育職については月額5万円の引き上げを実現する。

⑥社会保険の適用拡大

将来の安心を高めるため、働き方にかかわらず、医療・年金などの社会保険に加入することは重要である。民主党政権で決定した本年10月の適用拡大（対象：約25万人）を着実に実施する。その上で、新規雇用者に係わる社会保険料の事業主負担を軽減するための法律（中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案／民主党議員立法として2/25提出）」を成立させると同時

に、法改正による更なる適用拡大を進め、被用者は原則厚生年金に加入できるようにする。また未適用事業者に対する適用を速やかに徹底する。

（３）男女格差の壁を打ち破る

⑦「同一価値労働同一賃金」の法定化

性別や雇用形態などを理由に、同じ価値の仕事をしていても賃金が大きく異なることが多く、格差の要因となっている。全ての働く者の経験や技能が適切に評価されるべきであり、特に女性や非正規労働雇用の賃金もそれに応じて引き上げられる必要がある。よって、欧米の事例を参考にしつつ、日本の雇用慣行に即した「同一価値労働同一賃金」を法定化する。特に差異を設ける場合の「合理的理由」に関する事業主の説明責任を明確にし、合わせて待遇、入離職状況、女性の採用・就業状況、有給休暇・育児休暇取得率など雇用情報の公開を義務づける。

⑧選択的夫婦別姓を実現する

結婚によって多くの女性が姓の変更を求められることが、女性自身の尊厳を傷つけ、またキャリア形成の障害となる場合がある。女性の社会進出を進め、さらに女性の能力をさらに社会に活かしていくために、この障害を取り除く必要がある。

民主党は既に重ねて、夫婦の選択により別姓を法律上可能とする「選択的夫婦別姓法案」を国会に提出してきたが、その成立に全力を挙げる。

⑨低年金者に対する支援

国民年金を受給する高齢女性の場合、夫の年金が無くなる単身世帯になると極めて低額の年金となり、生活に困窮するケースが多い。さらに、今後国民年金も含めた年金額の切り下げが制度化されており、放置すれば、現在でも約半分が貧困状態にある単身高齢女性の環境がさらに悪化しかねない。

これを防ぐために、低額の国民年金受給者に対する追加的な給付を行う必要がある。高所得の年金受給者に対する国庫負担部分の年金給付を減額し、これを財源に低額国民年金のかさ上げを実施する。

(4) 長時間労働の壁を打ち破る

我が国にはびこる長時間労働は、出産後の女性に退職を迫り、親の介護に迫られた社員を離職に追い込んでいる。また、ブラック企業に見られるように弱い立場である非正規が長時間労働を強いられ、その環境から抜け出せない。長時間労働が格差を生み、そして人々から豊かさを実感できる生活を奪い去り、家庭生活と仕事の両立を阻み、少子化の原因ともなっている。「共生社会」創造の壁である長時間労働を解消するために、これまでの慣行を抜本的に改める取り組みが必要である。

⑩労働時間規制の強化・インターバル（休息）規制の導入

現在の労働法制は実質的に労働時間の上限が無いことから、月若しくは四半期単位の例外なき労働時間規制を法定化する。合わせて、労働基準監督署による監視を厳格化することで、違法であるサービス残業を解消する。

合わせて、仕事の終業時間から翌日の始業時間までの間に11時間のインターバル（休息）を確保することを法定化する。

(5) “格差の壁”を打ち破るための財源

⑪金融所得課税の引き上げ

「GDPに占める公財政教育支出の割合をOECD平均並に引き上げること」を含め、共生社会の創造に向けた更なる政策を実現していくため、既存歳出の見直し、所得課税・資産課税の累進強化を含む税制の見直しを進めていく。

その第1段階として、株式の配当、譲渡益等に係わる金融所得課税の税率を25%（現行20%）に引き上げる。我が国の場合、金融所得が給料等にかかる勤労所得と分離され、20%の税率が適用される。このため、年間所得1億円以上になると、所得に対する税負担率が低下していくという矛盾がある。

“格差の壁”を打ち破り、共生社会を創造することは、社会の安定化・強化に

繋がり、高所得者にとっても利益となる。これを踏まえ、負担能力のある人々に負担を求めていく。

3. 国民との協働で「共生社会」を創造する

第1弾のとりまとめでは、“格差の壁”を打ち破るための重点政策として11の提案を行った。まずは、これらの政策を実現し、人々の能力の発揮を阻む“格差の壁”を打ち破っていく。その上で、誰もが安心して豊かさを実感し、「居場所と出番」のある共生社会を創造するため、さらなる取り組みを、国民と協働しながら、実行する。